

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン設備における漏えい潤滑油のレベル高を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	G III	
2	3号機	復水脱塩装置樹脂通葉再生用苛性ソーダポンプ出口弁の点検において、弁蓋に破損が認められたため、当該弁蓋を交換	G III	
3	3号機	復水脱塩装置樹脂通葉再生用硫酸ポンプ（B）入口弁の点検において、弁蓋に破損及び弁箱に腐食が認められたため、当該弁を交換	G III	
4	3号機	復水脱塩装置樹脂通葉再生用硫酸ポンプ入口ストレーナの点検において、内部部品（こし筒）のこし網部に損傷が認められたため、当該部品を交換	G III	
5	3号機	原子炉建屋非常用ガス処理装置室において、当該装置本体架台の下部にタバコの吸殻（1本）が発見されたため、対応検討	G II	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機の点検における起動・停止試験の実施時、エンジンの起動操作は成功したが、停止操作不可が認められたため、対応検討	G II	
7	4号機	主復水器細管洗浄装置（E）ボール循環ポンプのドレン弁にシートリーク（1秒間に3滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ差圧検出配管保温用電気ヒーターの運転状態表示灯取付け部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ポンプ（C）出口ストレーナ（B）用ドレン弁を開閉操作した際、操作ハンドルが破損したため、当該操作ハンドルを交換	G III	
10	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ポンプ（C）出口ストレーナ（B）の出入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
11	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプのグランド部よりグランドリーク水の増加が認められたため、当該グランド部のパッキンを交換	G III	
12	6号機	プロセス計算機の炉心流量妥当性確認のための手計算において、計算に使用する係数に誤りが認められたため、対応検討	G III	
13	その他	警報付き（ガンマ線・ベータ線用）個人線量計（1本）に計数異常発生の可能性が認められたため、当該個人線量計を回収及び点検・修理	G III	
14	その他	海生物処理設備 汚泥返送ポンプ（B）に詰まりによる汲上げ性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・清掃	G III	